

別冊 ひたすらなるつながり

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 広報誌

別冊 ひたすらなるつながり

2023年6月5日発行

発行人 渡邊 光春

〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

滋賀の福祉と県社協
過去から現在、そして未来へ

2023年6月

滋賀県社協の オリジナリティは どこにあるのか？



社会福祉協議会の存在意義とは何か。
滋賀県社協のオリジナリティはどこにあるのか。

渡邊会長が就任時から今日まで変わらず提起し続けてきた視点です。
70周年記念誌においても次のように職員に話をしています。

＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

社会福祉法には『地域福祉の推進を図る』ことが社協の目的※とある。
では地域福祉とは何か、私たちは何を推進する組織なのか。
その問いへの答えをくれたのは地域の実践者だった。
これが地域福祉なのかと思える数々の取り組みとの出会いがあり、
それらの実践を滋賀県社協と結びつけたいという思いでここまでやってきた。

＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

国が決めた役割を果たすだけの組織に埋没せず、
しくみをつくり政策提言機能を持つ組織であり続けよう。
そのためにはSOSを出せない人、訴えにくい人、
自分の言葉で話すことができない人たちの声をいかに伝えていくか。
——そこに気付ける職員が増えればうれしい。

これまでともに取り組みを進めてきた渡邊光春と金子秀明が
福祉滋賀と滋賀県社協のオリジナリティについて語り合います。



渡邊 光春（わたなべ みつはる／写真左）
滋賀県社会福祉協議会 会長
2013(平成25)年より現職。「滋賀の縁創造実践センター」発起人であり代表理事（平成26～30年度）。その理念と実践を県社協へと継承する際、「この法人が目指す地域福祉とは誰かが『おめでとう』と誕生を祝福され、『ありがとう』と看取られる共生社会であり、その実現のため『ひたすらなるつながり』の理念のもと、不断の地域福祉実践を行う」と定款に明記。

金子 秀明（かねこ ひであき／写真右）
社会福祉法人 さわらび福祉会 理事長
滋賀県社会福祉協議会 理事
1984(昭和59)年さわらび共同作業所入職。現在は甲賀市・湖南市で障害者の通所事業や、相談支援事業、グループホームの運営を行う。精神障害者の地域生活支援、ひきこもりの方々への支援等、相談支援を中心に活動。

※ p.09「そもそも『社協』って??」をご参照ください。



社会活動家／
東京大学特任教授
湯浅 誠さん

ふくし 福祉論壇 ろんだん

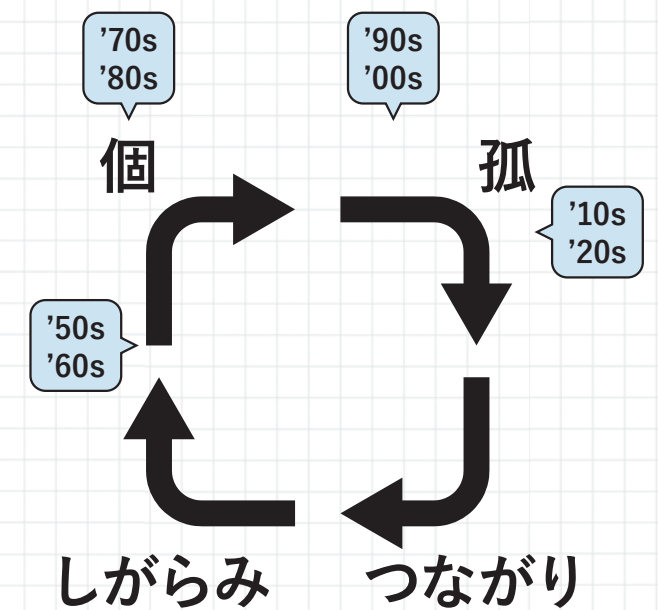
居場所の時代

なぜこんなふうにこども食堂が増えたり、政府が「こどもの居場所づくり」について審議会を設けたりするのか——それは、今という時代が「居場所の時代」だからではないか、と私は考えている。私の両親は、それぞれの出身地を1950年代に出て、東京で就職、お見合い、結婚し、兄と私を産んで核家族を形成した。当時は、しがらみから逃れて個人として確立することが現代的な生き方だったし、1980年代の消費社会化はそれをさらに推し進めた。

しかし1990年代のバブル崩壊以降は、徐々に雰囲気も変わり、個人の「こ」は孤立の「こ」でもある、となっていく。それは社会的排除を受けた、たとえばホームレスの人たちから始まったが、徐々に世の中に広がっていき、2000年代半ばには、孤立死・孤独死が散発的なニュースになっていった。

段階がさらに進んだのは2010年代だったと思う。NHKが「無縁死 3万2千人の衝撃」というNHKスペシャルを放映したのが2010年1月、翌年3月には東日本大震災が起き、「絆」がスローガンとなった。人口減少、消滅可能性都市、限界集落といったワードが飛び交う中、「寄り添う」「伴走する」といったフレーズを企業も使うようになり、そして2020年からのコロナ禍は、私たちに「つながり」を意識させた。

つながりを生み出す場が「居場所」なので、今は居場所について考えざるを得ない、居場所の時代なのだと思う。
以上のことを図にすると、下記ようになる。



世の中がつながりで溢れるようになれば、それはまたしがらみに転化するだろう。ユートピアはなく、時代は循環していく。しかし同時に、今私たちは右上のコーナーを回ったばかり、つまりこの時代は始まったばかりだ。

私たちはこうした時代の^{すうせい}趨勢の中で2030年のSDGs最終年を迎える。何ができ、何をなすべきか。引き続き考えていきたい。

滋賀の福祉と県社協 過去から現在、そして未来へ

現場人、福祉人とは

【金子】 渡邊さんと深く関わってきたのは、1997年に滋賀県で開催された「滋賀の健康福祉を創造する130人会議」です。当時私は共同作業所の職員で、渡邊さんは滋賀県職員でした。利用者や家族の話をする、同じ温度で渡邊さんの針が大きく振れるのです。「現場人は大変なんや」と私が言うと、「こっちも現場人や」と諭されたことが、印象に残っています。その言葉には、どんな思いがあったのでしょうか。

【渡邊】 県職員の時代から、直接の支援者だけを「現場人」と考えるのはおかしい、というのが持論でした。離れた場所にいたとしても、サービスを受ける人の切迫感がわかる人間なら「現場人」であり、「福祉人」なのではないかと。私にとって、そこを突き詰めることが大きな命題でした。現実には起きている問題に向ける視点が、行政内には乏しかった。国で決まった制度を、県や市町村がルールに従って運用する。それはそれで重要な仕事だけれど、

ただ、ルールを運用する側にいながら、現場の立場に立つわけです。ルールのおかしさを指摘するたび、大きな批判を受けていましたね。

原点は、社会の壁への怒り

【金子】 県庁の人なのに、制度を批判されるので、驚きましたね。当時は、今よりも制度内矛盾があって、私は常に怒っていたのですが、渡邊さんも「自分を突き動かしてきたのは怒りである」と話されていました。

【渡邊】 福祉事務所にいるときに、手話通訳者の人が行政の対応を批判されていた出来事が忘れられません。「私は手話通訳という肩書きだけれど、ただの通訳ではない。耳の聞こえない人たちの怒りを代弁している」とおっしゃって。福祉事務所が手話通訳者の人の要求にNOという理屈は、「ルールで決まっているから」。そのことに怒っておられて、その方の仕事への志の高さを感じました。

その後だったでしょうか。県庁の先輩から、「制度を知らないあなた。制度を知らずして制度を批判するな」と言われ、勉強嫌いの私が、必死で勉強しました。

【金子】 当時の私たちにとっては、行政は立ち向かう先であり、現

場の窮状を訴える先。自分自身もそう思ってたって来ました。なのに、行政と私たちは、ポジションが違うだけで実は同じことをやっているのではないか。ということに、渡邊さんたちと出会って気づきました。福祉の本質について教わった気がします。それが、同じ現場人であり、福祉人だということだったのでしょう。渡邊さんも多くの福祉人と出会われてきましたね。

【渡邊】 元滋賀県職員の鎌田昭二郎さんや川上雅司さん、厚生労働省の事務次官を務めた辻哲夫さんたちから、たくさん学びました。その人たちがもっていたのは、「制度なんて人がつくったものだから、変えたい」という発想でした。国や県の福祉施策の制度設計をするような立場の人がそんなことを言うのです。加えて、支援現場の切迫感を語る金子秀明さんや北岡賢剛さん、浅居茂さんなどをはじめとする多くの福祉実践者からも教えられました。

【鎌田昭二郎】 元滋賀県厚生部長、公衆衛生医。乳幼児の療育「大津方式」を構築。辻哲夫、川上雅司とともに福祉圏構想、滋賀県社会福祉学会の創設に尽力。2010年逝去。

【辻哲夫】 元厚生労働省事務次官。1980年から2年間の滋賀県赴任時代に、社会福祉の総合的な計画としてはじめてとなる「滋賀県社会福祉計画」を策定。地域福祉の概念を明らかにするとともに福祉圏構想を描く。現在、糸賀一雄記念財団理事長。

【川上雅司】 元滋賀県中央児童相談所長。鎌田、辻のもとで、滋賀県社会福祉計画に描く福祉圏構想の具体化と福祉人による滋賀県社会福祉学会創設の実務を担い、現場目線で様々な実践をつくった。

【北岡賢剛】 前社会福祉法人グロー理事長。アール・ブリュット／障害者の「生の芸術」を滋賀から世界に発信し、その普及に尽力。

【浅居茂】 前社会福祉法人あすなろ福祉会理事長。1960年代から知的障害者、精神障害者の就労と暮らしの場づくりに取り組む。本会70周年記念事業「福祉滋賀のレガシー／実践の軌跡とフィロソフィー」で紹介。

福祉滋賀のレガシー 実践の軌跡とフィロソフィー

滋賀の福祉の発展に貢献した6名(4組)の「福祉の福祉人」を紹介するブックレット。本文に登場する浅居茂氏の実践と思想もシリーズの第1巻で取り上げている。滋賀県社協ウェブサイトの「広報物」ページで「福祉滋賀のレガシー」をキーワードに検索!または以下の二次元コードよりご覧いただけます。



1. 「お〜・ゆ〜」プロジェクト

(滋賀の健康福祉を創造する130人会議)



「重度の知的障害があり、介助がないとお風呂に入ることが出来ず困っている方がいる」、「一人ぼっちで過ごしている高齢の方や障害のある方が地域にいる」

こういった現場の気づきに向き合ったところから、「お〜・ゆ〜」プロジェクトは立ち上がりました。地域に馴染みのある銭湯が、障害のある方や、高齢者、子どもたちの交流と支援の場となったこの試行事業は、滋賀県が1999年度に実施した「健康福祉総合ビジョン策定事業」の一環として創設された、「滋賀の健康福祉を創造する130人会議」の事業のひとつです。

「お〜・ゆ〜」プロジェクトでは、次の5つの活動を、施設職員、地域団体と地域住民、地域の社協による協働体制のもと、さわらび福祉会(水口町)が事務局を担い実施しました。

- ① 銭湯を活用した入浴支援サービス
- ② 地域の憩いの場での食事サービス
- ③ イキイキ仲間づくり
- ④ 外出援助
- ⑤ 相談活動

まちの銭湯が支援センターのように交流と支援の場になったことが大きな特徴でした。

「お〜・ゆ〜」プロジェクトで実際に活動して感じたことやわかったことは、130人会議に集った人々の声としてまとめられ、平成12年1月、滋賀県健康福祉部長あてに提言がなされました。その声は、今も滋賀の福祉の大事な“声”として息づいています。

社協の役割とは何か

【金子】 渡邊さんは、若い頃は社協に対する疑問を投げかけておられましたね。

【渡邊】 「社協が嫌いななんか」とよく問われましたが、そうではない。社協自体は素晴らしい。いい仕事ができるはず。なのに、現在の組織体としてのあり方はいかなものか、ということ問いかけた。財源は公金なのに、社協はその使命感に立っているか」という疑問が、県職員時代からありました。

日本全国の都道府県やいくつかの市町村の社協は、ほとんど同じ定款です。それって、おかしくないでしょうか。それぞれの社協は、それぞれの存在に立脚したものをつくるべきです。肅々と委託事業だけをするのが社協の本来業務でないし、主体性が必要です。

委託事業の執行は、福祉の実践とは異なります。目の前にある現実に対して、「ルールだから仕方ない」と言うだけなら、それは福祉の実践ではない。制度に問題がないか検証し、現場の課題

をどう改善するかという思考に立ってこそです。逆にいえば、状況把握や福祉的アプローチがあれば、県の委託事業であっても福祉実践になるでしょう。

縁センターへの思い

【金子】 県社協の会長として、10年間やってこられて、印象に残っている取り組みは何ですか。

【渡邊】 やはり滋賀の縁創造実践センターの発足ですね。滋賀の福祉のあり方や福祉実践を考える議論の土俵をつくりたかった。その場ができたことは嬉しかった。当初から5年で終わると決め、「ひたすらなるつながり」の理念を入れ込みました。

県社協には、残念ながら福祉実践現場はない。だから、現場をもつ人たちの主体的な参加により制度の狭間の問題に取り組んでほしかったのです。けれど「各法人がお金を出し、主体的に動く」という組織のスタイルに批判もありました。「国のお先棒を担ぐんか」と言われましたね。当時、同じタイミングで社会福祉法改

いて、いつも、手をかけることが必要な人ほど制度の狭間におられると感じていましたから。

【渡邊】 そう思っていた人は少数派です。何のために、誰のために縁センターが必要なのか十分伝わっていなかった。「参加を呼びかけられて、県社協に『協力』してんのに、なんで自分らがやらなアカンねん」と思う人が多かった。本業もあるのにそんなことで責任もたれへん」と。協力の気持ちなら帰ってくださいい」と言いました。「どうか協力してください、県社協が頑張りますから」のスタンスではないと言い切って、スタートしました。

【金子】 「全部任せる」と言われて、制度の狭間にある問題を制度にしていけるのはすごい機会だと思いましたが、糸賀先生の言う「自覚者」である実践者が、集まってやるわけです。介護も障害も子どもも、分野を超えて福祉や人に関わるみんなが集まって、いろんなことを考えた。本当に幅が広がりました。私たちにない発信力が、県社協にはありましたね。

【渡邊】 それこそが、県社協という組織の持つポテンシャルです。

理念を受け継ぐ

【金子】 2019年に縁センター

を解散し、県社協は、その理念と実践を継承する組織に生まれ変わりました。定款をダイナミックに変えて、「ひたすらなるつながり」の理念のもと、不断の地域福祉実践を行う」という一文が書き込まれました。常にそれが実践できているか問われるわけですから、勇気がいることですよ。

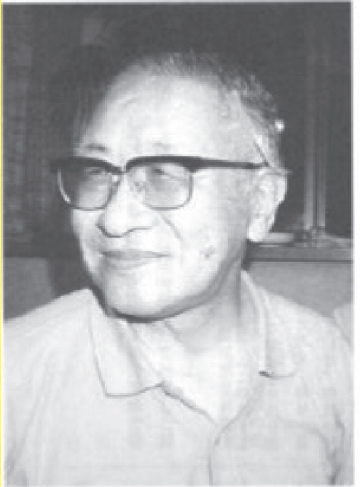
【渡邊】 そこに、滋賀県社協の存在意義があります。全国一律ではなく、縁センターの経験に基づいたものですから。縁の理念は、組織として受け継いでほし

い。時代が変われば課題も変わる。今までやってきたことをそのままやるのではなく、時代に合わせてアップデートしてもらえればいいと思います。老舗の味は、時代に合わせて変えていくから残ると同じ。本質は変わらないはず。



金子 秀明

2. 滋賀県社会福祉学会・滋賀社会福祉研究



1983年、社会福祉分野の関係者が研究成果の発表と検証を共にする場として、滋賀県社会福祉学会が創設されました。毎年1回、2月22日に開催される学会では、障害・高齢・子どもなどの専門分野に分かれた研究成果の発表や討論のほか、時々の課題についてパネル討議などが行われています。

第13回からは、優秀な研究に対して表彰する「学会奨励賞」が設けられ、受賞研究は「滋賀社会福祉研究」に掲載されています。学会の創設に貢献した故・鎌田昭二郎氏は「学会は福祉関係者の論理性とスキルの向上、倫理性の高揚の場、換言すれば人づくりの場でもある」と述べています。鎌田氏の「継続は愛である」とのことばのもと、学会は創設時から今日まで途切れることなく開催され、今年度第42回を迎えます。



県社協への期待

【金子】「ひたすらなるつながり」の言葉に込められているのは、どのようなメッセージでしょうか。

【渡邊】「意志を持ってつながろう」ということです。ジグソーパズルの箱を開けると、多様な形のピースがある。そのパズルを完成させるには、意志が必要です。バラバラと置いてあるだけでは、多様性を認めたことになっても、つながりは生まれません。「つながろう」という意志が自然にわくような教育や環境、雇用の状況を原点とする社会が築かれて、社会経済が回っていかばいいと思っています。

そのためには、福祉が、地域社会と切り離された世界であってはならない。私の中のテーマは、「福祉の出来事を地域の出来事に」であり、これまでもこれからも変わらない。福祉と地域社会がつながれば、困っている当事者や家族へのまなざしは変わるでしょう。

【金子】渡邊さんは、「滋賀の福祉人」の名付け親です。私自身、この言葉が大好きですが、同時に少し背筋が伸びるような緊張感もあります。渡邊さんは、これからも「福祉人」としての活動を続けられると思います。県社協に期待することはどのようなことでしょうか。

【渡邊】まさに、先ほどの「福祉の出来事を地域の出来事に」という精神で、当事者目線・現場目線を基本として取り組んでもらいたい。職員には、そのための5つの力を磨いてほしいと思っています。それは、現場力、共感力、発信力、共働力と、つながり力です。

【金子】県社協の発信力は大きく、制度設計のきっかけをつくることができます。県社協には、地域社会を変える力があると感じます。

【渡邊】おっしゃる通りに、県社協は本来、制度の改善や提言ができる組織で、社会に問える力

ももっています。特に重視すべきは、代弁機能でしょう。声なき声を拾ったり、小さな声を大きくしたりしていく。それが提言活動に組織的に結びつけば、新しい地域社会をつくることができます。さらに、ニーズを的確につかみ取るアンテナや目線も必要です。社協が見るべきは、「デマンド」ではなく「ニーズ」です。「あの人が要求しているから提供する」ではなく、「その人にとって何がいいのか」を考えることです。ニーズを論理的に組み立てることで生まれるエビデンスや、説得力をもった福祉実践が求められるでしょう。

【金子】若い人たちには、ぜひ「福祉人」のプライドをもって、働いてほしいですね。

【渡邊】大事なことは、職員が仕事に手応えと誇りをもてることだと思っています。県社協がつくる職場環境や、職員の働き方が、県下の社会福祉法人や働く

人にとって、ロールモデルになることを期待しています。

2023年4月28日
長寿社会福祉センター会客室にて
左：渡邊 光春／右：金子 秀明



3. 縁のはじまり

（滋賀の縁創造実践センター）

設立から定款変更へ）

《滋賀県社会福祉協議会の新しい定款（抜粋）》

○第1条「目的」

この法人が目指す地域福祉とは、だれもが『おめでとう』と誕生を祝福され、『ありがとう』と看取られる人間的共感にねざした共生社会であり、その実現のため『ひたすらなるつながり』の理念のもと、不断の地域福祉実践を行う。

○第2条「事業」

- ・縁共生の場づくりを目的とする事業の企画及び実施
- ・法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画及び実施
- ・生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画及び実施
- ・滋賀の福祉人づくり事業の企画及び実施
- ・縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画及び実施
- ・その他この法人の目的達成のために必要な事業

○第3条「名称」

この法人の呼称は、滋賀の縁創造実践センターとする。

○第4条「経営の原則」

この法人は、『ひたすらなるつながり』の理念のもと、『発信力』、『共感力』、『共働力』、『つなぐ力』、『現場力』の5つの力を磨き、住民や福祉関係者とともに地域の生活課題解決に向けた実践に取り組むものとする。

滋賀に暮らす誰もが、「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで、ふだんの暮らしのしあわせが豊かに感じられる社会を一。そんな想いのもと、2014年9月、滋賀の縁創造実践センター（以下、縁センター）が結成されました。

縁センターは設立当初より、5年間の有期として活動を開始しました。現場目線・当事者目線での「気づき」からニーズに対応しようと、分野や制度の壁を越えて様々なモデル事業をつくってきました。「自覚者が責任者」という意志をもった民間法人与自然、社協の共働の力がここにありました。

2019年4月、滋賀県社協は定款を変更して、縁センターの理念と実践を継承する滋賀県社会福祉協議会として歩みをはじめました。

これまでの縁創造実践の取り組みについては、本会広報誌「ひたすらなるつながり」や「えにし通信」バックナンバーをご参照ください。

<https://www.shigashakyo.jp/library/>





滋賀県
健康医療福祉部
部長
大岡 紳浩さん

ふくし しが
福祉論壇
ろんだん

ひとり一人の“しあわせ”を目指して

『この世の中は、全体としてどんなに繁栄があっても、そのなかで不幸に泣くひとがひとりでもいれば、それは厳密な意味で福祉に欠けた社会といわなければならないと思う。社会福祉ということばの意味は、社会全体の組織のなかで、一人ひとりの福祉が保障される仕組みをいうのである』長年健康福祉行政に携わる中で、常に心に留め判断のよりどころとさせていただいている糸賀一雄氏の言葉です。

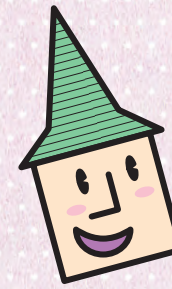
私は今年度で県職員生活33年目を迎えますが、その多くを福祉部局でお世話になりました。その中で、福祉の仕事に志すきっかけとなった出来事があります。最初の異動で初めて福祉に携わり、生活保護のケースワーカーとして重度心身障害の娘さんとそのお母さんの2人世帯を担当しました。何十年もの間、娘さんの介護をしながらの在宅での暮らしは並大抵のことではなかったであろうと思っておりましたが、さらに驚いたことにこの初老のお母さんは訳あってこれまで教育を受ける機会に恵まれず、読み書きができない、非識字者でした。行政から何度も娘さんの施設入所を勧められたそうですが、頑なに断ってこられました。娘との生活が生き甲斐とおっしゃってのことです。この家庭への支援とは…、経験のない私はずっと考えました。娘さんにとって、そしてお母さんにとって幸せな暮らしとは…、今でも考えています。“福祉”という言葉は、“福”、“祉”、共に“しあわせ”という意味を持っています。糸賀氏の言葉を

借りれば、ひとり一人の“しあわせ”が保証されなければそれは福祉に欠けた社会であります。

折しもこの3年間、コロナ禍の影響により地域では生活格差の拡大や社会的孤立、あるいは閉鎖的な空間でのDVや虐待など様々な課題が顕在化し、改めてひとり一人の生活を見つめ、“しあわせ”な暮らしに向けて何が必要なのか見直すきっかけを与えてくれました。同時に行政の定型的なサービスだけでは限界であることも明らかになったのではないのでしょうか。

こうした中、県内の各地域では、コロナ禍においても“決して放っておかない”様々な取組が力強く進められており、糸賀先生の「自覚者が責任者」という教えが脈々と引き継がれていることは、本誌に掲載されている様々なコンテンツからも改めて実感しました。

県では、政策の基本となる滋賀県基本構想にSDGsの考え方を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。こうした中、平成31年に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、そして現在“子どものために子どもとつくる県政”を実現するため、「(仮称)子ども基本条例」の策定に着手しました。引き続き地域の実践が一層促進されるよう、こうした条例を広く共有しその考え方に沿った各種の取組を進めることにより“福祉のインフラ”を整え、地域の皆さんと一緒に県民ひとり一人の命と暮らしに向き合いながら“しあわせ”を追求していきたいと考えています。



「社協＝社会福祉協議会」のこと、ちょこっと紹介します。

そもそも…
『社協』って??

社会福祉協議会は、非営利の民間組織として、1951(昭和26)年に制定された「社会福祉事業法」(現在の「社会福祉法」)に基づき「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置されました。

戦後、民間による社会福祉事業の再興に向け、全国から市町村単位まで一貫した振興連絡機関の設置が検討され、今日の社協組織の創設へとつながりました。まず全国、都道府県において社協の法定化が図られ、関係者の強い要望の結果、1983(昭和58)年に市町村社協の法制化(社会福祉事業法の一部改正)が実現しました。

県社協も市町村社協も、それぞれが社会福祉法人として行政から認可を受けた法人組織です。各社協は、法律と自らの法人定款に従い、その使命を果たすべく責任をもって運営されています。

では、「地域福祉の推進」とは具体的に誰が、何をすることなのでしょうか?

社会福祉法の第4条には、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」とあります。つまり、地域福祉の推進を目的とする社協の仕事は、事務所で考えているだけでは進まないのです。この人には、この地域には、どのような取り組みが必要かを見出し、協働を呼び掛け、行動してこそ社協なのです。そしてその行動のよりどころが法人の定款です。

滋賀県社協は2019(平成31)年に定款を改正し、自らの理念と、目指す地域福祉のありようを明確にしました。

社会福祉法(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

※第百九条は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会に関する条項

社協って法律に
定められている
組織なんだね。

